国土利用計画の法体系

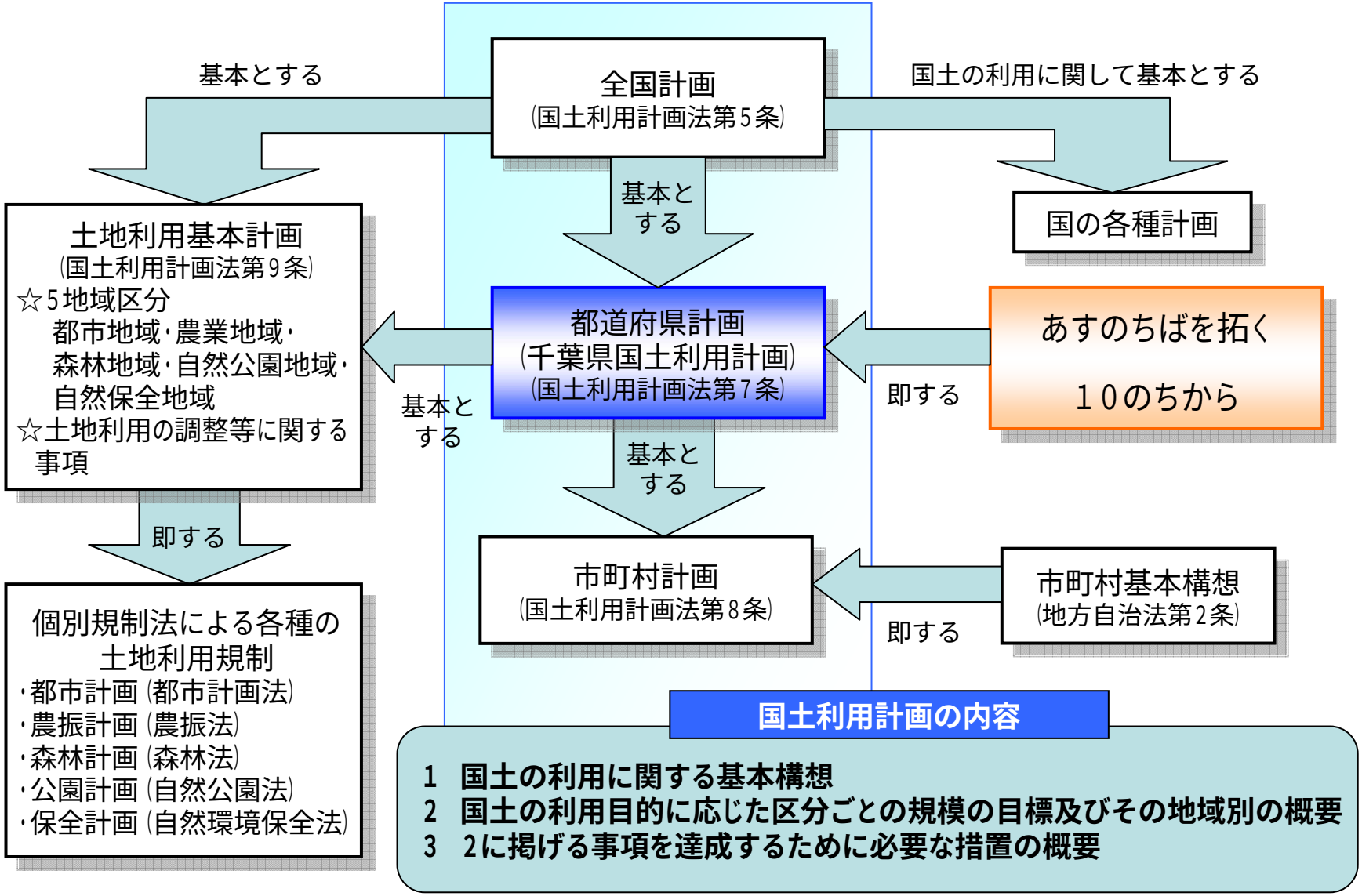
全国計画
(国土利用計画法第5条)
基本とする
国土の利用に関して基本とする
基本とする
国の各種計画
土地利用基本計画
(国土利用計画法第9条)
☆5地域区分
都市地域・農業地域・
森林地域・自然公園地域・
自然保全地域
☆土地利用の調整等に関する事項
都道府県計画
(千葉県国土利用計画)
(国土利用計画法第7条)
基本とする
即する
あすのちばを拓く
１０のちから
基本とする
即する
市町村計画
(国土利用計画法第8条)
市町村基本構想
(地方自治法第2条)
即する
個別規制法による各種の土地利用規制
・都市計画 (都市計画法)
・農振計画 (農振法)
・森林計画 (森林法)
・公園計画 (自然公園法)
・保全計画 (自然環境保全法)
国土利用計画の内容
1　国土の利用に関する基本構想
2　国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
3　2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要